

【料 金 表】

■訪問介護相当サービス費 基本報酬（地域区分 10.42円） 事業対象者・要支援1・2
標準的な加算（介護職員処遇改善加算Ⅱ・介護職員特定処遇改善加算Ⅰ）を含めた料金を示
しています。（参考）

サービス内容	基本報酬 単位※1 (1か月当り)	10割※1 (1か月当り)	お客様の負担額※2 (1ヶ月当り)		
			□1割	□2割	□3割
(Ⅰ) 週1回程度の訪問	1,176単位	14,254円	1,426円/月	2,851円/月	4,277円/月
(Ⅱ) 週2回程度の訪問	2,349単位	28,467円	2,847円/月	5,694円/月	7,971円/月
(Ⅲ) (Ⅱ) を超える訪問	3,727単位	45,170円	4,517円/月	9,034円/月	12,648円/月

■訪問介護費（通常時間帯の場合） 基本報酬（地域区分 10.42円）
標準的な加算（特定事業所加算Ⅱ・介護職員処遇改善加算Ⅱ・介護職員特定処遇改善加算Ⅰ）
を含めた料金を示しています。（参考）

サービス内容		基本報酬単位 (1回当り)	10割※1	お客様の負担額※2		
				□1割	□2割	□3割
身体介護	20分未満	167単位	2,219円	222円/回	444円/回	666円/回
	20分以上 30分未満	250単位	3,334円	334円/回	667円/回	1,001円/回
	30分以上 1時間未満	396単位	5,272円	528円/回	1,055円/回	1,582円/回
	1時間以上	579単位 +84単位～ (1時間から計 算して30分毎に 84単位を加算)	7,710円～ (+875円～)	771円～/回 (+87円～)	1,542円～/ 回 (+174円 ～)	2,313円～ 回 (+261円 ～)
生活援助	20分以上 45分未満	183単位	2,438円	244円/回	488円/回	732円/回
	45分以上	225単位	3,000円	300円/回	600円/回	900円/回

■生活支援型訪問サービス費 基本報酬（地域区分 10.00円）
標準的な加算（介護職員処遇改善加算Ⅱ・介護職員特定処遇改善加算Ⅰ）を含めた料金を示し
ています。（参考）

サービス内容	基本報酬単 位 (1回当り)	10割※1 (1回当り)	お客様の負担額※2 (1回当り)		
			□1割	□2割	□3割
(イ) 週1回の訪問	231単位	2,690円	269円/回	538円/回	807円/回
内訳 (ハ) 初回加算 (初回の月のみ)	200単位	2,000円	200円/回	400円/回	600円/回
内訳 介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	23単位	230円	23円/回	46円/回	69円/回
介護職員等特定処遇改善加 算(Ⅰ)	15単位	150円	15円/回	30円/回	45円/回

※1 宇治市の場合（生活支援型訪問サービス以外）合計単位に 地域区分 10.42円を乗じま

す。

※2 お客様の負担額は利用料から介護保険適用した1割・2割分又は3割分をご負担いただきます。

■加算項目（訪問介護のみ）

夜間（午後6時から午後10時）・ 早朝（午前7時から午前8時）	上記の額に1回につき25%加算します。
深夜（午後10時から午後11時）の加算	上記の額に1回につき50%加算します。

加算項目	サービス 単位	10割負担	利用者負担額 1割又は2割	内容
初回加算 （共通）	200単位	2,084円	1割 209円 2割 417円 3割 626円	新規に訪問介護計画を作成し、サービス提供責任者がサービスを提供した場合、もしくは他の訪問介護員に同行した場合に加算
特定事業所加算 Ⅱ （訪問介護のみ）	+10/100 単位		1割分・2割分 ・3割	下記の条件を達成する場合に加算 ① 個別の訪問介護員等に対して、研修計画を策定し、当該計画に従い実施する場合 ② 訪問介護員等の技術指導を目的とした会議を定期的開催する場合 ③ サービス提供責任者と訪問介護員との間の情報伝達及び報告体制を整備する場合 ④ 緊急時等における対応方法をお客様に明示している場合 ④ 訪問介護員に対して定期健康診断を受診させている場合 ⑤ すべてのサービス提供責任者が3年以上の介護業務の実務経験を有する介護福祉士である場合
介護職員処遇改善加算（Ⅱ） （共通）	合計単位数+10.0%		1割分・2割分 又3割分	厚生労働大臣の定める基準に従い、所定の割合に応じて加算
介護職員等特定 処遇改善加算（Ⅰ） （共通）	合計単位数+6.3%		1割分・2割分 又3割分	厚生労働大臣の定める基準に従い、所定の割合に応じて加算
生活機能向上連携加算 （訪問介護のみ）	100単位/ 月（Ⅰ） 又は200 単位/ 月 （Ⅱ）	1,042円又 は2,084円	（Ⅰ） 1割 105円 2割 209円 3割 313円 （Ⅱ） 1割 209円 2割 417円 3割 626円	（Ⅰ）についてサービス提供責任者が指定訪問リハビリテーション事業所又は通所リハビリテーション事業所等の医師、理学療法士等の助言に基づき、生活機能の向上を目的とした訪問介護計画を作成し、当該訪問介護計画を作成し、当該計画に基づく訪問介護を行ったときは、初回の当該訪問介護が行われた日の属する月に所定単位数を加算 （初回月のみ加算算定可能。訪問介護計画の位置づ

				けと身体介護として行われる自立生活支援のための見守りの援助) (Ⅱ)について利用者に対して指定訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション事業所等の一環として当該お客様の居宅を訪問する際にサービス提供責任者が同行する等により、当該医師、理学療法士等との利用者の身体状況等の評価を共同して行い、かつ、生活機能の向上を目的とした訪問介護計画を作成した場合であって、当該医師、理学療法士等と連携し、当該訪問介護計画に基づく訪問介護を行ったときは、初回の当該訪問介護が行われた日の属する月以降3か月の間、1か月につき所定単数を加算 (初回月から3か月目まで算定可能。身体介護として行われる自立生活支援のための見守りの援助)
緊急時訪問介護加算 (訪問介護のみ)	100単位	1,042円	1割 105円 2割 209円 3割 313円	お客様又はその家族等からの要請に基づき、サービス提供責任者が、介護支援専門員と連携し、介護支援専門員が必要と認めた場合に、訪問介護員等が居宅サービス計画において計画的に訪問することになっていない訪問介護を緊急に行った場合
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算(共通)	+5/100単位		1割分・2割分・3割	厚生労働省が定める地域に居住しているお客様に対して、通常の事業の実施地域を越えて、訪問介護等を行った場合は、1回につき所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数に加算

- ※ 上記料金算定の基本となる時間は、実際にサービス提供に要した時間ではなく、お客様の計画書に定められたサービスにかかる標準的な時間を基準とします。
- ※ 介護保険での給付の範囲を超えたサービス利用の利用料金は、全額が利用者様の自己負担となりますのでご相談ください。
- ※ ケアプランに基づき、お客様の身体的理由や暴力行為等の事情があり、かつ、お客様又はそのご家族等の同意を得て、訪問介護員が2人で訪問する場合は、2人分の料金となります。

■交通費

通常の事業の実施地域にお住まいの方は無料です。

通常の実施地域以外(宇治市は除く)でサービス提供する際の交通費は実費を徴収します。また、公共交通機関を使用した際は、その運賃を、交通用具を使用した場合は、通常の実施地域を越えた時点から1kmにつき10円を請求させていただきます。

■複写物の交付

サービス実施記録等の複写(コピー)を希望する場合の費用は1枚につき10円とします。

■キャンセル料(訪問介護相当サービスを除く)

お客様の都合によりサービスを中止する場合は、次のキャンセル料をいただきます。ただし、お客様の病状の急変など、緊急やむを得ない事情がある場合は不要です。また、訪問介護相当

サービスの利用は、定額制のためキャンセル料は不要とします。

利用日の前日17時まで連絡があった場合	無 料
利用日の当日に連絡があった場合、または申出がなく訪問した場合	500円

■ 利用料等のお支払方法

毎月 20 日に前月分を郵便自動払込にてお支払い下さい。お支払いに係る請求書は、利用明細を添えて利用翌月の 15 日頃までに指定の宛先に郵送します。

※利用料、利用者負担額及びその他の費用について、正当な理由がないにも関わらず支払期日から 3 か月以上遅延し、さらに支払の督促から 20 日以内にお支払がない場合には、サービス提供の契約を解除したうえで、未払い分をお支払いいただくことがあります。

■ 償還払いについて

お客様がまだ要介護・要支援・事業対象者の認定を受けていない場合には、利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護・要支援または事業対象者の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます。償還払いとなる場合、お客様が保険給付の申請をするために必要な「サービス提供証明書」を交付します。また、介護保険からの給付額に変更があった場合、変更後の額に合わせて、お客様の負担額を変更します。